

第233回

神奈川県都市計画審議会

議 案 書

平成30年 1 月26日

目次

番号	議題 番号	都市名	件 名	頁
1	4367	鎌倉市	鎌倉都市計画道路の変更(3・5・1号国道134号線)	1
2	4368	座間市	座間都市計画道路の変更(3・4・5号座間南林間線)	5
3	4369	小田原市	小田原都市計画道路の変更(1・4・1号西湘バイパス)	9
4	4370	小田原市	小田原都市計画道路の変更(3・5・9号小田原早川線)	13
5	4371	鎌倉市	鎌倉都市計画道路の変更(3・3・1号鎌倉参道線)	17
6	4372	秦野市	秦野都市計画道路の変更(3・4・2号西大竹堀川線)	21
7	4373	秦野市	秦野都市計画道路の変更(3・4・10号曾屋鶴巻線)	25
8	4374	寒川町 茅ヶ崎市	茅ヶ崎都市計画道路の変更(3・4・2号中海岸寒川線)	29
9	4375	寒川町	茅ヶ崎都市計画道路の変更(3・4・4号柳島寒川線)	33
10	4376	大井町	大井都市計画道路の変更(3・4・1号大井開成関本線)	37
11	4377	海老名市	海老名都市計画道路の変更(3・3・3号下今泉門沢橋線)	41
12	4378	座間市	建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理 施設の位置の指定	45
13	4379	綾瀬市	建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理 施設の位置の指定	47

議第 4367 号

鎌倉都市計画道路の変更

都計第 1214 号

平成 30 年 1 月 26 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 岸 井 隆 幸 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

鎌倉都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

鎌倉都市計画道路の変更(神奈川県決定)

都市計画道路中 3・5・1 号国道 134 号線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・5・1	国道 134 号線	鎌倉市材木座六丁目	鎌倉市腰越三丁目	鎌倉市稲村ガ崎一丁目	約 6,850m	地表式	2 車線	15m		
	ただし		鎌倉市由比ガ浜四丁目	鎌倉市由比ガ浜四丁目		約 350m	地表式	2 車線	18m		
			滑川河口付近に広場を設ける。			約 4,100 m ²					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

理由は別添理由書のとおり

理 由 書

本県においては、社会経済情勢の変化に的確に対応したまちづくりの一環として、市町が主体となり、各地域の特性を考慮しながら、交通機能や市街地形成機能及び防災機能など様々な観点から都市計画道路の見直しに取り組んでいるところです。

鎌倉市では、都市計画道路について、計画決定時からの地域の状況変化等を考慮して、路線または区間ごとに必要性の検証を行い、平成 25 年 8 月に「鎌倉都市計画都市計画道路の見直し方針」を策定しました。

この方針に基づき、関係機関と調整しながら詳細に検討した結果、3・5・1号国道134号線については、藤沢市境付近の区間で幅員を変更し、逗子市付近の区間で計画線を変更するものです。

また、今回の変更に合わせて、車線数を2車線と定めるとともに、起点地表記の修正を行うものです。

新 旧 対 照 表

新旧	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
新	幹線街路	3・5・1	国道134号線	鎌倉市材木座六丁目	鎌倉市腰越三丁目	鎌倉市稲村ガ崎二丁目	約 6,850m	地表式	2車線	15m		
		ただし		鎌倉市由比ガ浜四丁目	鎌倉市由比ガ浜四丁目		約 350m	地表式	2車線	18m		
				滑川河口付近に広場を設ける。			約 4,100 m ²					
旧	幹線街路	3・5・1	国道134号線	鎌倉市材木座五丁目	鎌倉市腰越三丁目		約 7,000m	地表式	二	15m		
		ただし		鎌倉市由比ガ浜四丁目	鎌倉市由比ガ浜四丁目		約 350m	地表式	二	18m		
				滑川河口付近に広場を設ける			約 4,100 m ²					

議第 4368 号

座間都市計画道路の変更

都計第 1215 号

平成 30 年 1 月 26 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 岸 井 隆 幸 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

座間都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

座間都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 3・4・5 号座間南林間線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	
幹線街路	3・4・5	座間 南林間線	座間市 座間入谷 字清水尻 地内	座間市 ひばりが丘 一丁目地内	座間市 入谷 1 丁目、 緑ヶ丘二丁目 及び栗原	約 5,880m	地表式	2 車線	16m	J R 相模線と 立体交差 1 箇所 小田急小田原 線と平面交差 1 箇所 幹線街路と平 面交差 8 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

本県においては、社会経済情勢の変化に的確に対応したまちづくりの一環として、市町が主体となり、各地域の特性を考慮しながら、交通機能や市街地形成機能及び防災機能など様々な観点から都市計画道路の見直しに取り組んでいるところです。

座間市では、今後の都市計画道路の継続的な整備において、少子高齢化社会の進展等、都市を取り巻く社会経済状況の大きな変化に対応するため、都市計画道路が担う様々な機能から必要性の検証を行い、平成 26 年 3 月に「座間市都市計画道路見直しの方針」を作成しました。

この見直しに基づき、関係機関と調整しながら詳細の検討を行った結果、3・4・5号座間南林間線については、交差する3・6・8号田中相武台下線の廃止に伴い、3・6・8号田中相武台下線との交差のために延長約 120mの区間において設けていた隅切り部や側道部の区域が不要となることから、都市計画から除外するものです。

また、今回の変更に合わせて車線の数も2車線と定めるものです。

新 旧 対 照 表

		名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
新 旧	種 別	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	
新	幹線街路	3・4・5	座間 南林間線	座間市 座間入谷 字清水尻 地内	座間市 ひばりが丘 二丁目地内	座間市 入谷1丁目、 緑ヶ丘二丁目 及び栗原	約 5,880m	地表式	2 車線	16m	J R 相模線と立 体交差 1 箇所 小田急小田原線 と平面交差 1 箇 所 幹線街路と平面 交差 8 箇所	
旧	幹線街路	3・4・5	座間 南林間線	座間市 座間入谷 字清水尻 地内	座間市 ひばりが丘 1 丁目地内	座間市 入谷 1 丁目、 緑ヶ丘二丁目 及び栗原	約 5,880m	地表式	—	16m	J R 相模線と立 体交差 1 箇所 小田急小田原線 と平面交差 1 箇 所 幹線街路と平面 交差 8 箇所 <u>都市計画道路</u> <u>3・6・8 田中相</u> <u>武台下線と立体</u> <u>交差 1 箇所</u>	

議第 4369 号

小田原都市計画道路の変更

都計第 1216 号

平成 30 年 1 月 26 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 岸 井 隆 幸 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

小田原都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

小田原都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 1・4・1 号西湘バイパスを次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
自動車専用道路	1・4・1	西湘バイパス	小田原市国府津四丁目	小田原市風祭字君田島	小田原市本町三丁目	約 9,900m	嵩上式	4 車線	18m		板橋字上河原地内で国道 271 号に接続 早川三丁目地内で箱根ターンパイクに接続
	なお、小田原市国府津地内に出口 2 箇所、入口 2 箇所を設ける。 小田原市酒匂地内に入口 1 箇所を設ける。 小田原市東町地内に出口 1 箇所、入口 1 箇所を設ける。 小田原市南町地内に出口 1 箇所、入口 1 箇所を設ける。 小田原市早川地内に出口 1 箇所、入口 1 箇所を設ける。 小田原市板橋地内に出口 2 箇所、入口 2 箇所を設ける。 小田原市風祭地内に出口 2 箇所、入口 3 箇所を設ける。 小田原市石橋地内に出口 1 箇所、入口 1 箇所を設ける。										起点方向出入口 終点方向出入口 起点方向入口 起点方向入口 終点方向出口 起点方向入口 終点方向出口 起点方向入口 終点方向出口 起点方向出入口 終点方向出入口 起点方向入口 終点方向出口 起点方向入口 終点方向出口

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

都市計画道路 1・4・1 号西湘バイパスは、小田原市国府津四丁目から風祭字君田島を結ぶ延長約 9,900m の自動車専用道路です。

今回、既に事業が実施された区間について、都市計画道路の区域を確認したところ、板橋字上河原及び五反歩地内の約 250m 区間において、道路の区域よりも広い範囲を都市計画道路の区域としていることが判明しました。

当該箇所は道路の構造基準を満たして安全かつ円滑な交通が確保されており、更なる整備は不要であるため、現在の道路の形状に合わせて都市計画道路の区域を変更するものです。

また、今回の変更に合わせて車線の本数を 4 車線と定めるものです。

新 旧 対 照 表

新旧	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
新	自動車専用道路	1・4・1	西湘バイパス	小田原市国府津四丁目	小田原市風祭字君田島	小田原市本町三丁目	約9,900m	嵩上式	4車線	18m		板橋字上河原地内で国道271号に接続 早川三丁目地内で箱根ターンパイクに接続
		なお、小田原市国府津地内に出口2箇所、入口2箇所を設ける。 小田原市酒匂地内に入口1箇所を設ける。 小田原市東町地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。 小田原市南町地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。 小田原市早川地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。 小田原市板橋地内に出口2箇所、入口2箇所を設ける。 小田原市風祭地内に出口2箇所、入口3箇所を設ける。 小田原市石橋地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。										起点方向出入口 終点方向出入口 起点方向入口 起点方向入口 終点方向出口 起点方向入口 終点方向出口 起点方向入口 終点方向出口 起点方向出入口 終点方向出入口 起点方向入口 終点方向出口 起点方向入口 終点方向出口
旧	自動車専用道路	1・4・1	西湘バイパス	小田原市国府津四丁目	小田原市風祭字君田島	小田原市本町三丁目	約9,900m	嵩上式		18m		板橋字上河原地内で国道271号に接続 早川三丁目地内で箱根ターンパイクに接続
		なお、小田原市国府津地内に出口2箇所、入口2箇所を設ける。 小田原市酒匂地内に入口1箇所を設ける。 小田原市東町地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。 小田原市南町地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。 小田原市早川地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。 小田原市板橋地内に出口2箇所、入口2箇所を設ける。 小田原市風祭地内に出口2箇所、入口3箇所を設ける。 小田原市石橋地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。										起点方向出入口 終点方向出入口 起点方向入口 起点方向入口 終点方向出口 起点方向入口 終点方向出口 起点方向入口 終点方向出口 起点方向出入口 終点方向出入口 起点方向入口 終点方向出口 起点方向入口 終点方向出口

「区域及び構造の変更については計画図表示のとおり」

議第 4370 号

小田原都市計画道路の変更

都計第 1217 号

平成 30 年 1 月 26 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 岸 井 隆 幸 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

小田原都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

小田原都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 3・5・9 号小田原早川線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・9	小田原早川線	小田原市城山一丁目	小田原市早川一丁目	小田原市南町一丁目	約 2,350m	地表式	2 車線	15m	J R 東海道新幹線と立体交差 J R 東海道本線及び私鉄箱根登山線と立体交差 幹線街路本町城山線と立体交差 自動車専用道路西湘バイパスと立体交差 幹線街路と平面交差 6 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

都市計画道路 3・5・9 号小田原早川線は、小田原市城山一丁目から早川一丁目を結ぶ延長約 2,350m の幹線街路です。

今回、既に事業が実施された区間について、都市計画道路の区域を確認したところ、南町一丁目地内の約 30m 区間及び城山四丁目地内の約 20m 区間において、道路の区域よりも広い範囲を都市計画道路の区域としていることが判明しました。

当該箇所は道路の構造基準を満たして安全かつ円滑な交通が確保されており、更なる整備は不要であるため、現在の道路の形状に合わせて都市計画道路の区域を変更するものです。

また、今回の変更に合わせて車線の本数を 2 車線と定めるものです。

新 旧 対 照 表

新旧	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
新	幹線街路	3・5・9	小田原早川線	小田原市城山一丁目	小田原市早川一丁目	小田原市南町一丁目	約 2,350m	地表式	2車線	15m	J R 東海道新幹線と立体交差 J R 東海道本線及び私鉄箱根登山線と立体交差 幹線街路本町城山線と立体交差 自動車専用道路西湘バイパスと立体交差 幹線街路と平面交差 6箇所	
旧	幹線街路	3・5・9	小田原早川線	城山一丁目	早川一丁目	南町一丁目	約 2,350m	地表式		15m	国鉄東海道新幹線と立体交差 国鉄東海道本線及び私鉄箱根登山線と立体交差 幹線街路本町水之尾線と立体交差 自動車専用道路西湘バイパスと立体交差 幹線街路と平面交差 6箇所	

「区域及び構造の変更については計画図表示のとおり」

議第 4371 号

鎌倉都市計画道路の変更

都計第 1218 号

平成 30 年 1 月 26 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 岸 井 隆 幸 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

鎌倉都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

鎌倉都市計画道路の変更(神奈川県決定)

都市計画道路中 3・3・1 号鎌倉参道線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・3・1	鎌倉参道線	鎌倉市雪ノ下一丁目	鎌倉市由比ガ浜四丁目		約 1,815m	地表式	2 車線	22m		
	ただし		鎌倉市雪ノ下一丁目	鎌倉市小町二丁目		約 340m	地表式	2 車線	25m		
			鎌倉市小町二丁目	鎌倉市小町二丁目		約 155m	地表式	2 車線	35m		
			鎌倉市小町二丁目	御成町		約 500m	地表式	2 車線	32m		
			起点付近に広場を設ける			約 1,600 m ²					
			終点付近に広場を設ける			約 1,700 m ²					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

都市計画道路 3・3・1 号鎌倉参道線は、鎌倉市雪ノ下一丁目から由比ガ浜四丁目を結ぶ延長約 1,815m の幹線街路です。

今回、既に事業が実施された区間について、都市計画道路の区域を確認したところ、小町二丁目地内の約 45m 区間において、道路の区域よりも広い範囲を都市計画道路の区域としていることが判明しました。

当該箇所は道路の構造基準を満たして安全かつ円滑な交通が確保されており、更なる整備は不要であるため、現在の道路の形状に合わせて都市計画道路の区域を変更するものです。

また、今回の変更と併せて車線の数 を 2 車線 と定めるとともに、終点地表記の修正を行うものです。

新 旧 対 照 表

新旧	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
新	幹線街路	3・3・1	鎌倉参道線	鎌倉市雪ノ下一丁目	鎌倉市由比ガ浜四丁目		約 1,815m	地表式	2 車線	22m		
		ただし		鎌倉市雪ノ下一丁目	鎌倉市小町二丁目		約 340m	地表式	2 車線	25m		
				鎌倉市小町二丁目	鎌倉市小町二丁目		約 155m	地表式	2 車線	35m		
				鎌倉市小町二丁目	御成町		約 500m	地表式	2 車線	32m		
				起点付近に広場を設ける			約 1,600 m ²					
				終点付近に広場を設ける			約 1,700 m ²					
旧	幹線街路	3・3・1	鎌倉参道線	鎌倉市雪ノ下一丁目	鎌倉市由比ガ浜二丁目		約 1,815m	地表式	二	22m		
		ただし		鎌倉市雪ノ下一丁目	鎌倉市小町二丁目		約 340m	地表式	二	25m		
				鎌倉市小町二丁目	鎌倉市小町二丁目		約 155m	地表式	二	35m		
				鎌倉市小町二丁目	御成町		約 500m	地表式	二	32m		
				起点付近に広場を設ける			約 1,600 m ²					
				終点付近に広場を設ける			約 1,700 m ²					

「区域及び構造の変更は計画図表示のとおり」

議第 4372 号

秦野都市計画道路の変更

都計第 1219 号

平成 30 年 1 月 26 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 岸 井 隆 幸 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

秦野都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

秦野都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 3・4・2 号西大竹堀川線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・2	西大竹堀川線	秦野市 西大竹 字北ノ前	秦野市 堀川 字下開戸 堀山下 字関	秦野市 尾尻 今泉 平沢	約 6, 190m	地表式	2 車線	20m	小田急電鉄 小田原線と 立体交差 幹線街路と 平面交差 7 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

都市計画道路 3・4・2 号西大竹堀川線は、秦野市西大竹字北ノ前から堀川字下開戸及び堀山下字関を結ぶ延長約 6,190m の幹線街路です。

今回、既に事業が実施された区間について、都市計画道路の区域を確認したところ、平沢字宮ノ前、字室川前及び字外開戸地内の約 140m 区間において、道路の区域よりも広い範囲を都市計画道路の区域としていることが判明しました。

当該箇所は道路の構造基準を満たして安全かつ円滑な交通が確保されており、更なる整備は不要であるため、現在の道路の形状に合わせて都市計画道路の区域を変更するものです。

また、今回の変更に合わせて車線の本数を 2 車線と定めるものです。

新 旧 対 照 表

新旧	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
新	幹線街路	3・4・2	西大竹堀川線	秦野市西大竹字北ノ前	秦野市堀川字下開戸堀山下字関	秦野市 尾尻 今泉 平沢	約 6, 190m	地表式	2車線	20m	小田急電鉄小田原線と立体交差 幹線街路と平面交差 7箇所	
旧	幹線街路	3・4・2	西大竹堀川線	秦野市西大竹字北ノ前	秦野市堀川字下開戸堀山下字関	尾尻 今泉 平沢	約 6, 190m	地表式		20m	小田急電鉄小田原線と立体交差 幹線街路と の 平面交差 7箇所	

「区域及び構造の変更は計画図表示のとおり」

議第 4373 号

秦野都市計画道路の変更

都計第 1220 号

平成 30 年 1 月 26 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 岸 井 隆 幸 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

秦野都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

秦野都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 3・4・10 号曾屋鶴巻線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・10	曾屋鶴巻線	秦野市曾屋字詔	秦野市鶴巻北二丁目	秦野市南矢名三丁目南矢名	約 4,090m	地表式	2 車線	16m	東名高速道路と立体交差 幹線街路と平面交差 6 箇所	
			なお、秦野市鶴巻北二丁目、鶴巻南一丁目地内に駅前広場を設ける。								面積 約 2,300 m ²

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

都市計画道路 3・4・10 号曾屋鶴巻線は、秦野市曾屋字詔から鶴巻北二丁目を結ぶ延長約 4,090m の幹線街路です。

今回、既に事業が実施された区間について、都市計画道路の区域を確認したところ、下大槻字峯、字峯ノ上及び字広畑並びに南矢名字東北久保及び字鳥居松地内の約 450m 区間において、道路の区域よりも広い範囲を都市計画道路の区域としていることが判明しました。

当該箇所は道路の構造基準を満たして安全かつ円滑な交通が確保されており、更なる整備は不要であるため、現在の道路の形状に合わせて都市計画道路の区域を変更するものです。

新 旧 対 照 表

新旧	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
新	幹線街路	3・4・10	曾屋鶴巻線	秦野市曾屋字詔	秦野市鶴巻北二丁目	秦野市南矢名三丁目南矢名	約 4,090m	地表式	2車線	16m	東名高速道路と立体交差 幹線街路と平面交差 6箇所	
				なお、秦野市鶴巻北二丁目、鶴巻南一丁目地内に駅前広場を設ける。								面積 約 2,300 m ²
旧	幹線街路	3・4・10	曾屋鶴巻線	秦野市曾屋字詔	秦野市鶴巻北二丁目	秦野市南矢名三丁目南矢名	約 4,090m	地表式	2車線	16m	東名高速道路と立体交差、 幹線街路と平面交差 6箇所	
				なお、秦野市鶴巻北二丁目、鶴巻南一丁目地内に駅前広場を設ける。								面積 約 2,300 m ²

「区域及び構造の変更は計画図表示のとおり」

議第 4374 号

茅ヶ崎都市計画道路の変更

都計第 1221 号

平成 30 年 1 月 26 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 岸 井 隆 幸 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

茅ヶ崎都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

茅ヶ崎都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 3・4・2 号中海岸寒川線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・2	中海岸寒川線	茅ヶ崎市 中海岸 四丁目	寒川町 一之宮	茅ヶ崎市 円蔵 字下ヶ町	約 7,200m	地表式	2 車線	20m	J R 東海道本線 と立体交差 幹線街路 3・4・4 号柳島寒川線と 立体交差 幹線街路と平面 交差 7 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

都市計画道路 3・4・2 号中海岸寒川線は、茅ヶ崎市中海岸四丁目から寒川町一之宮を結ぶ延長約 7,200m の幹線街路です。

今回、既に事業が実施された区間について、都市計画道路の区域を確認したところ、一之宮三丁目及び一之宮四丁目地内の約 130m 区間において、道路の区域よりも広い範囲を都市計画道路の区域としていることが判明しました。

当該箇所は道路の構造基準を満たして安全かつ円滑な交通が確保されており、更なる整備は不要であるため、現在の道路の形状に合わせて都市計画道路の区域を変更するものです。

また、今回の変更に合わせて車線の数も 2 車線と定めるものです。

新 旧 対 照 表

新旧	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
新	幹線街路	3・4・2	中海岸寒川線	茅ヶ崎市 中海岸 四丁目	寒川町 一之宮	茅ヶ崎市 円蔵 字下ヶ町	約 7,200m	地表式	2 車線	20m	J R 東海道本線と立体交差 幹線街路 3・4・4 号柳島寒川線と立体交差 幹線街路と平面交差 7 箇所	
旧	幹線街路	3・4・2	中海岸寒川線	茅ヶ崎市 中海岸 四丁目	寒川町 一之宮	茅ヶ崎市 円蔵 字下ヶ町	約 7,200m	地表式	—	20m	J R 東海道本線と立体交差 幹線街路 3・4・4 号柳島寒川線と立体交差 幹線街路と平面交差 7 箇所	

「区域及び構造の変更は計画図表示のとおり」

議第 4375 号

茅ヶ崎都市計画道路の変更

都計第 1222 号

平成 30 年 1 月 26 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 岸 井 隆 幸 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

茅ヶ崎都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

茅ヶ崎都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 3・4・4 号柳島寒川線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・4	柳島 寒川線	茅ヶ崎市 柳島 字向河原	寒川町 倉見	寒川町 一之宮 三丁目	約 9,210m	地表式	2 車線	16m	JR 東海道本線、JR 相模線、JR 東海道新幹線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 2 箇所 幹線街路 3・4・2 号中海岸寒川線と立体交差 幹線街路と平面交差 6 箇所	
	車線の数の内訳		4 車線			約 700m					
			2 車線			約 8,510m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

都市計画道路 3・4・4 号柳島寒川線は、茅ヶ崎市柳島字向河原から寒川町倉見を結ぶ延長約 9,210m の幹線街路です。

今回、既に事業が実施された区間について、都市計画道路の区域を確認したところ、宮山地内の約 50m 区間並びに一之宮二丁目及び一之宮三丁目地内の約 20m 区間及び約 75m 区間において、道路の区域よりも広い範囲を都市計画道路の区域としていることが判明しました。

当該箇所は道路の構造基準を満たして安全かつ円滑な交通が確保されており、更なる整備は不要であるため、現在の道路の形状に合わせて都市計画道路の区域を変更するものです。

新 旧 対 照 表

新旧	種別	名称		位置			区域	構造				備考							
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造								
新	幹線街路	3・4・4	柳島 寒川線	茅ヶ崎市 柳島 字向河原	寒川町 倉見	寒川町 一之宮 三丁目	約 9,210m	地表式	2 車線	16m	JR 東海道本線、 JR 相模線、JR 東海道新幹線と 立体交差 自動車専用道路 と立体交差 2 箇所 幹線街路 3・4・2 号中海岸寒川線 と立体交差 幹線街路と平面 交差 6 箇所								
													車線の数の内訳		4 車線		約 700m		
															2 車線		約 8,510m		
旧	幹線街路	3・4・4	柳島 寒川線	茅ヶ崎市 柳島 字向河原	寒川町 倉見	寒川町 一之宮 三丁目	約 9,210m	地表式	2 車線	16m	JR 東海道本線、 JR 相模線、JR 東海道新幹線と 立体交差、 自動車専用道路 と立体交差 2 箇所、 幹線街路 3・4・2 号中海岸寒川線 と立体交差、 幹線街路と平面 交差 6 箇所								
													車線の数の内訳		4 車線		約 700m		
															2 車線		約 8,510m		

「区域及び構造の変更は計画図表示のとおり」

議第 4376 号

大井都市計画道路の変更

都計第 1223 号

平成 30 年 1 月 26 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 岸 井 隆 幸 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

大井都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

大井都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 3・4・1 号大井開成関本線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・1	大井開成関本線	大井町金子字中ノ町	大井町金手字水神宮	大井町金子字上河原、金手字下宿	約 1,550m	地表式	2 車線	18m	J R 御殿場線と立体交差 幹線街路と平面交差 1 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

都市計画道路 3・4・1 号大井開成関本線は、大井町金子字中ノ町から金手字水神宮を結ぶ延長約 1,550m の幹線街路です。

今回、既に事業が実施された区間について、都市計画道路の区域を確認したところ、金手字下宿地内において、道路の区域よりも広い範囲を都市計画道路の区域としていることが判明しました。

当該箇所は道路の構造基準を満たして安全かつ円滑な交通が確保されており、更なる整備は不要であるため、現在の道路の形状に合わせて都市計画道路の区域を変更するものです。

また、今回の変更に合わせて車線の数も 2 車線と定めるものです。

新 旧 対 照 表

新旧	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
新	幹線街路	3・4・1	大井開成関本線	大井町金子 字中ノ町	大井町金手 字水神宮	大井町金子 字上河原、 金手下宿	約 1,550m	地表式	2車線	18m	J R御殿場線と立体交差 幹線街路と平面交差 1箇所	
旧	幹線街路	3・4・1	大井開成関本線	大井町金子 字中ノ町	大井町金手 字水神宮	金子上河原 金手下宿	約 1,550m	地表式	—	18m	国鉄御殿場線と立体交差 幹線街路と平面交差 1箇所	

「区域及び構造の変更は計画図表示のとおり」

議第 4377 号

海老名都市計画道路の変更

都計第 1224 号

平成 30 年 1 月 26 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 岸 井 隆 幸 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

海老名都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

海老名都市計画道路の変更（神奈川県知事決定）

都市計画道路中 3・3・3 号下今泉門沢橋線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・3	下今泉門沢橋線	海老名市 下今泉 三丁目	海老名市 門沢橋 六丁目	海老名市 上郷、 河原口、 中新田、 社家、 中野三丁目	約 7,920m	地表式	4 車線	22m	小田急電鉄小田原線と立体交差	
										J R 相模線と立体交差 相模鉄道厚木線と立体交差	
										東名高速道路と立体交差	
										幹線街路 3・3・2 号上今泉岡津古久線と立体交差	
										幹線街路と平面交差 4 箇所	
	車線数の内訳		2 車線			約 610m					
			4 車線			約 7,310m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

都市計画道路 3・3・3 号下今泉門沢橋線は、座間市との行政界を起点として、海老名市を南北に縦断し、寒川町との行政界を終点とする延長約 7,920m の路線であり、「海老名都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「交通施設の都市計画の決定の方針」において、概ね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設として位置づけられている路線です。また、「海老名市都市マスタープラン」においては、南北方向の広域的な自動車交通を円滑にする都市幹線道路として、未整備区間の整備を促進することとしています。

本路線は、昭和 40 年に当初都市計画決定され、事業計画の熟度を高めながら、順次、都市計画の変更を行い事業を進めており、現在までに、寒川町との行政界から都市計画道路 3・2・1 号河原口勝瀬線までの区間において整備が完了しています。

今回、都市計画道路 3・2・1 号河原口勝瀬線から 3・4・6 号河原口中新田線までの区間について、事業実施にあたり地質調査や道路設計等、詳細な検討を行った結果、JR 相模線と相模鉄道厚木線との立体交差となる道路構造の一部を地下構造から高架構造に変更するとともに、当該区域の変更を行うものです。

また、今回の変更に合わせて、車線の数を決めるとともに、海老名市の一部で住居表示を行ったことによる位置の記載の変更を行うものです。

新 旧 対 照 表

新旧	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
新	幹線街路	3・3・3	下今泉門沢橋線	海老名市 下今泉 三丁目	海老名市 門沢橋 六丁目	海老名市 上郷、 河原口、 中新田、 社家、 中野三丁目	約 7,920m	地表式	4車線	22m	小田急電鉄小田原線と立体交差	
											J R相模線と立体交差 相模鉄道厚木線と立体交差	
											東名高速道路と立体交差 幹線街路 3・3・2号上今泉岡津古久線と立体交差 幹線街路と平面交差 4箇所	
		車線の数の内訳		2車線			約 610m					
				4車線			約 7,310m					
旧	幹線街路	3・3・3	下今泉門沢橋線	海老名市 下今泉 字関下	海老名市 門沢橋 字神崎	海老名市 上郷、 河原口、 中新田、 社家、 中野	約 7,920m	地表式	—	22m	小田急電鉄小田原線と立体交差	
											J R相模線と立体交差 相模鉄道厚木線と立体交差	
											東名高速道路と立体交差 幹線街路 3・3・2号上今泉岡津古久線と立体交差 幹線街路と平面交差 4箇所	

議第 4378 号

建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定

建指第 1 2 7 号

平成 30 年 1 月 26 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 岸 井 隆 幸 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の
指定について

このことについて、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、次のように審
議会に付議する。

産業廃棄物処理施設の位置の指定

建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき産業廃棄物処理施設の位置を次のように指定する。

名 称		産業廃棄物処理施設
位 置		座間市小松原 1 丁目 5, 1 8 4 の 1、5, 1 8 4 の 3、5, 1 8 5 の 2
敷 地 面 積		2, 3 2 0. 7 7 m ²
地 域 地 区 等		工業地域（建ぺい率 6 0 %、容積率 2 0 0 %）
施 設 の 概 要	構 造	鉄骨造 2 階建て（事務所棟） 鉄骨造平家建て（工場棟、便所棟）
	主 要 用 途	産業廃棄物処理施設
	建 築 面 積	1, 4 3 9. 3 6 m ²
	延 べ 面 積	1, 4 3 9. 4 5 m ²
	処 理 内 容	木くずの破砕
	処 理 能 力	木くずの破砕施設 1 8 3 t／日（9 時間稼動）
	対 象 地 区	主に神奈川県内の事業者から排出される廃棄物を受け入れる。
	最終処理方法	破砕された木くずは、バイオマス燃料等として再利用される。
	計 画 台 数	3 1 6 台／日（搬出入計）
	申 請 者	住所 横浜市都筑区池辺町 1, 5 8 8 氏名 株式会社リテック 代表取締役 中澤 朗久

理 由： 本計画は、座間市内の工業地域において、産業廃棄物である木くずを受け入れて破砕するため、産業廃棄物処理施設として建築基準法 51 条ただし書の規定による許可を得ようとするものである。

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物については、都市計画において敷地の位置を決定しているものでなければならないが、本施設は、民間事業者が運営するものであり、都市施設として恒久性の担保が困難であることから、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき、神奈川県都市計画審議会の議を経ようとするものである。

議第 4379 号

建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定

建指第 1 2 8 号

平成 30 年 1 月 26 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 岸 井 隆 幸 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の
指定について

このことについて、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、次のように審
議会に付議する。

産業廃棄物処理施設の位置の指定

建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき産業廃棄物処理施設の位置を次のように指定する。

名 称		産業廃棄物処理施設
位 置		綾瀬市早川字上原 2, 6 4 7 の 5
敷 地 面 積		4, 8 0 5. 3 9 m ²
地 域 地 区 等		工業専用地域（建ぺい率 6 0 %、容積率 2 0 0 %）
施設 の 概 要	構 造	鉄骨造平家建て
	主 要 用 途	産業廃棄物処理施設
	建 築 面 積	2, 8 3 5. 4 3 m ²
	延 べ 面 積	2, 8 2 9. 4 3 m ²
	処 理 内 容	木くずの破砕
	処 理 能 力	木くずの破砕施設 4 6 5. 4 t／日（1 2 時間稼動）
	対 象 地 区	主に南関東の事業者より排出される廃棄物を受け入れる。
	最終処理方法	破砕された木くずは、バイオマス燃料等として再利用される。
	計 画 台 数	2 0 0 台／日（搬出入計）
	申 請 者	住所 綾瀬市早川 2, 6 4 7 の 5 氏名 ウッドフューエル綾瀬株式会社 代表取締役 黒田 栄作

理 由： 本計画は、綾瀬市内の工業専用地域において、産業廃棄物である木くずを受け入れて破砕するため、産業廃棄物処理施設として建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可を得ようとするものである。

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物については、都市計画において敷地の位置を決定しているものでなければならないが、本施設は、民間事業者が運営するものであり、都市施設として恒久性の担保が困難であることから、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき、神奈川県都市計画審議会の議を経ようとするものである。